別表第二を次のように改める。

別表第二　削除

別表第三第一項中（五）を削り、（六）を（五）とし、（七）を（六）とし、（八）を（七）とし、（九）を（八）とし、（一〇）を（九）とし、（一一）を（一〇）とし、（一二）を（一一）とし、（一三）を（一二）とし、（一四）を（一三）とする。

附　則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十六号

子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに子ども・子育て支援法第二十七条第三項第二号、第二十八条第二項、第二十九条第三項第二号、第三十条第二項、第六十七条（同法附則第九条第三項及び子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）附則第三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条（同法附則第九条第三項及び同令附則第三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十九条第一項第三号及び第四号、第七十条第二項、第七十一条第二項から第十項まで並びに附則第九条第一項及び第四項並びに子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第七十三条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（子ども・子育て支援法施行令の一部改正）

第一条　子ども・子育て支援法施行令の一部を次のように改正する。

第十二条を第二十二条とし、第十一条を第二十一条とする。

第十条第一項中「第七条各号」を「第十七条各号」に改め、同条を第二十条とする。

第九条を第十九条とする。

第八条第二項第一号中「第十一条第二項第二号及び附則第七条第二項第二号」を「第二十一条第二項第二号及び附則第十一条第二項第二号」に改め、同項第三号中「第十一条第二項第四号」を「第二十一条第二項第四号」に、「附則第七条第二項第四号」を「附則第十一条第二項第四号」に改め、同条を第十八条とする。

第七条第二号中「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を削り、同条第七号中「（昭和二十五年法律第百四十四号）」を削り、同条を第十七条とする。

第六条を第十六条とし、第五条を第十五条とし、第四条を第八条とし、同条の次に次の六条を加える。

（法第二十九条第三項第二号の政令で定める額）

第九条　法第二十九条第三項第二号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定地域型保育（同条第一項に規定する特定地域型保育をいう。以下同じ。）に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一　次号から第八号までに掲げる者以外の支給認定保護者　十万四千円（短時間認定保護者にあっては、十万二千四百円）

二　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定地域型保育のあった月の属する年度（特定地域型保育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（以下この項において「市町村民税所得割合算額」という。）が三十九万七千円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第八号までに掲げる者を除く。）　八万円（短時間認定保護者にあっては、七万八千八百円）

三　市町村民税所得割合算額が三十万千円未満である場合における支給認定保護者（次号から第八号までに掲げる者を除く。）　六万千円（短時間認定保護者にあっては、六万百円）

四　市町村民税所得割合算額が十六万九千円未満である場合における支給認定保護者（次号から第八号までに掲げる者を除く。）　四万四千五百円（短時間認定保護者にあっては、四万三千九百円）

五　市町村民税所得割合算額が九万七千円未満である場合における支給認定保護者（次号から第八号までに掲げる者を除く。）　三万円（短時間認定保護者にあっては、二万九千六百円）

六　市町村民税所得割合算額が四万八千六百円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第八号に掲げる者を除く。）　一万九千五百円（短時間認定保護者にあっては、一万九千三百円）

七　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定地域型保育のあった月の属する年度（特定地域型保育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定保護者（次号に掲げる者を除く。）　九千円

八　特定地域型保育のあった月において被保護者である支給認定保護者又は里親である支給認定保護者　零

2　支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定地域型保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項第六号中「一万九千五百円」とあるのは「一万八千五百円」と、「一万九千三百円」とあるのは「一万八千三百円」と、同項第七号中「九千円」とあるのは「零」とする。

（法第三十条第二項第一号の政令で定める額）

第十条　法第三十条第二項第一号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定地域型保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一　前条第一項第一号に掲げる支給認定保護者　十万四千円（短時間認定保護者にあっては、万二千四百円）

二　前条第一項第二号に掲げる支給認定保護者　八万円（短時間認定保護者にあっては、七万八千百円）

三　前条第一項第三号に掲げる支給認定保護者　六万千円（短時間認定保護者にあっては、六万百円）

四　前条第一項第四号に掲げる支給認定保護者　四万四千五百円（短時間認定保護者にあっては、四万三千九百円）

五　前条第一項第五号に掲げる支給認定保護者　三万円（短時間認定保護者にあっては、二万九千六百円）

六　前条第一項第六号に掲げる支給認定保護者　一万九千五百円（短時間認定保護者にあっては、一万九千三百円）

七　前条第一項第七号に掲げる支給認定保護者　九千円

八　前条第一項第八号に掲げる支給認定保護者　零